

静岡県立農林環境専門職大学専任教員公募要領

1 募集する職名および人員

准教授、1名

2 所属学部学科

生産環境経営学部生産環境経営学科
短期大学部生産科学科（兼任）

3 専門分野

生活科学、農芸化学、特に食生活学、食品科学およびこれに関連する分野

4 担当予定授業科目（※についてはオムニバス方式、※※については個々の学生指導）

大学：食文化論、6次産業化実践論、食品加工実習、経営実習Ⅰ・Ⅱ※※、経営分析演習Ⅰ・Ⅱ
※※、プロジェクト研究※※
短大：営農と農業関連法※、マーケティング・販売演習※、流通加工論

5 応募資格

- (1) 博士の学位を有する人（令和6年3月末までに取得見込みを含む）。
- (2) 食物学、特に食文化論およびこれに関連する分野において優れた業績を有すると認められる人。食品加工分野の業績があることが望ましい。
- (3) 専門職大学における学生の教育・研究指導に熱意を持ち、積極的に取り組むことができる人。
- (4) 国籍不問。ただし、日本語による教育が可能な人。
- (5) 地方公務員法第16条（欠格条項）に規定する各号に該当しない人。
- (6) 平成11年度改正前の民法の規定による準禁治産の宣告（心身衰弱を原因とするもの以外）を受けていない人。

6 採用予定年月日

令和6年4月1日（月）

※地方公務員法第22条第1項により条件付採用期間が6か月あります。

7 応募期限

令和5年6月30日（金）17時必着

8 提出書類

- (1) 履歴書（様式1）1部
- (2) 教育研究業績書（様式2）1部
- (3) これまでの研究の概要と今後の研究に関する抱負（1,500字程度、形式自由） 1部
- (4) 専門職大学において行う教育に関する抱負（1,500字程度、形式自由） 1部
- (5) 主要論文等の別刷（5編以内、コピー可） 各1部
- (6) 応募者について照会できる2名の氏名、所属、連絡先電子メールアドレス（ただし、応募者が照会者に連絡を取る必要はありません。形式自由）

9 応募書類提出先および問い合わせ先

<書類提出先>

〒438-8577 静岡県磐田市富丘 678-1

静岡県立農林環境専門職大学事務局教務課 宛

【電話番号】 0538-31-7906

【電子メールアドレス】 noukanndaikyomu@pref.shizuoka.lg.jp

※書類は郵送で書留とし、「教員応募書類在中」と朱書きしてください。

<問い合わせ先>

静岡県立農林環境専門職大学生産環境経営学部 教授 祐森誠司 宛

【電話番号】 0538-31-7940

【電子メールアドレス】 sukemori.seiji@spua.ac.jp

10 公募書類の配布先

静岡県立農林環境専門職大学ホームページ URL

https://shizuoka-norin-u.ac.jp/teacher_recruit/

11 選考方法

- ・提出書類に基づき書類審査を行い、選考結果については令和5年7月下旬頃までに御本人宛に通知します。書類審査通過者に対し、順次面接（プレゼンを含む）を令和5年8月上中旬に行う予定です。面接等のための旅費等は支給できませんので、予めご了承ください。
- ・新型コロナウイルス感染症等の影響で、オンラインで面接を実施する場合には別途ご連絡致します。

12 待遇等

(1) 身分等

地方公務員である静岡公立学校教員（静岡県職員）に任命されます。

(2) 勤務地

静岡県磐田市富丘 678-1

(3) 給料

静岡県大学教育職給料表により支給します。

給料月額、学歴および職歴を考慮した上で、職位に応じて採用時に決定されます。

(4) 諸手当

静岡県の規定に基づく各種手当の制度があります。（期末・勤勉手当、扶養手当、地域手当、通勤手当など）

各種手当については、支給要件がある他、申請が必要なものがあります。

(5) 定年

65歳定年

(6) 勤務時間

週5日（原則として週38.75時間、1日7.75時間）

(7) 週休日

土曜日および日曜日

(8) 休暇等

年次有給休暇の他、特別休暇（夏季休暇、結婚休暇等）の制度があります。

(9) 共済制度

公立学校共済組合に加入します。

(10) その他

具体的な待遇については、採用時の静岡県の条例、規則等によります。

13 留意事項

(1) 応募書類は、原則として返却しません。

(2) 提出された書類に含まれる個人情報は、静岡県個人情報保護条例に基づき、選考以外の目的には使用しません。また、提出いただいた書類は、厳重に保管・管理し、選考終了後に責任もって廃棄します。

(3) 選考終了後の採用予定者には、保有する学位証明書および健康診断書を提出していただきます。

(4) ジェンダーレス研究環境に向け、女性の積極的な応募を歓迎します。

(5) 担当科目については、関係教員との調整により変更となる場合があります。

地方公務員法 （抜粋）

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることはできない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（条件付採用）

第二十二条 職員の採用は、全て条件付のものとし、当該職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会等は、人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定めるところにより、条件付採用の期間を一年に至るまで延長することができる。